

## 第8回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年3月27日（火）11:59～12:25

2. 場所：合同庁舎第4号館12階1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、原英史

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、辛嶋内閣官房IT総合戦略室参事官補佐

（ヒアリング省庁）吉川雅泰 経済産業省省エネルギー対策業務室長

亀井明紀 経済産業省環境経済室長

松澤 裕 環境省地球環境局地球温暖化対策課長

中村 南 環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

秦 康之 環境省大臣官房環境計画課長

新原修一郎 環境省大臣官房環境計画課課長補佐

（事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第8回「行政手続部会第1検討チーム」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、江田委員、大崎専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、前回に引き続きまして、重点分野のうちの「営業の許可・認可」につきまして、経済産業省及び環境省からヒアリングを行います。

見直しをしていただきました基本計画について、前回一部の省庁からヒアリングを実施しました。本日は、前回、日程の都合のつかなかった経済産業省及び環境省からヒアリングを行いたいと思います。お忙しい中、どうもありがとうございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、経済産業省及び環境省より、資料2について説明をお願いします。時間の関係で、5分以内ということでお願いいたします。よろしく申し上げます。

○松澤地球温暖化対策課長 環境省の地球温暖化対策課長の松澤と申します。本日、この日程に調整していただきまして、まことにありがとうございました。

今回省エネルギー法・温対法、それから、自治体の地球温暖化防止条例、それぞれの報告に重複感があり事業者負担が大きいという課題、これに関して、例えば共通様式、あるいは報告一元化、さらには、地方公共団体が制度を設ける場合の標準的様式、こういったことについて、検討すべしということでございます。

冒頭、私から全体にまたがって御報告を申し上げます。事業者の負担軽減を図るということは、私ども両省とも重要であると考えております。その上で、実効ある制度運用ということもしていく必要がございますので、現在、温暖化対策推進条例を定めている地方自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮していただくように協力をお願いすることを検討させていただきたいと思っております。

まず最初に、省エネルギー法に関しまして、経済産業省さんからお願いいたします。

○吉川省エネルギー対策業務室長 経済産業省省エネルギー課、吉川でございます。

それでは、共通の様式を作成することについて、特に省エネ法との共通様式について、①について御説明いたします。

省エネ法に基づく報告項目と温対条例に基づく報告項目につきまして、重複のありなしは自治体ごとに異なっております。これは地方自治体が独自の取組を実施する観点から、さまざま報告を求めているということによります。

平成24年度に、経済産業省、私どもが実施した報告項目の比較調査があるのですけれども、省エネ法に基づく報告項目の全項目を温対条例でも求めている自治体は存在していませんでした。また、一部の項目を温対条例でも求めている自治体については、調査対象となりました37自治体で何を求めているか、全て異なる項目パターンとなっております。このような状態で、全項目を網羅して取り込んだ共通様式を作成した場合には、事業者にとっては報告内容の増加ですとか、報告内容選別の煩雑化といった作業負担の増大が考えられまして、共通様式の作成は困難であるということを考えております。

ちなみに、参考資料として、5ページから6ページに省エネ法と各自治体の条例によります報告項目の対比表を添付しております。ご覧になっていただければわかりますとおり、報告項目のうち、何を求めて何を求めているか、37自治体で全て異なるパターンとなっております。事業者が報告すべき内容は、省エネ法のみが求める報告項目、省エネ法と温対条例の双方が求める報告項目、この表には載せておりませんが、温対条例のみが求めている報告項目、例えば報告範囲が県内地域のみですとか、再生可能エネルギーを求めている自治体もございますけれども、そういったような差異があります。また、対象となる事業者の定義自体も、省エネ法の対象事業者と温対条例の対象事業者では重なる部分と重ならない部分がございます。ちなみに省エネ法では、エネルギー使用量で対象事業者

を定めておりますけれども、自治体さんによっては自動車の台数ですとか、店舗の平米などで定めているところもございます。

そういったようなものを勘案して、共通様式の報告書を作成した場合には、必要事項を網羅した上で、地域別、対象事業者別の定義別に、報告項目のどの部分が求められているかを説明する必要が出てくるということでございます。

資料の本文に戻りまして、※にございますけれども、地方自治体の条例上の報告制度の様式のうち、共通する部分につきましては、後ほど環境省さんから御説明させていただきますけれども、省エネ法の定期報告書の写しを提出すればよいといったような運用で自治体に協力を依頼することを検討したいと考えております。

省エネ法に係る部分は以上でございます。

○松澤地球温暖化対策課長 続いて、温対法との共通様式の件でございます。温対法は事業者全体の全国ベースの排出量についてのみ報告を求めてございます。お手元の7ページ、8ページに温対法の報告様式はございますけれども、全国ベースが基本になっております。

一方で、地方自治体の条例は、その地方自治体の管轄区域内の事業者の排出量、あるいは、それ以外のさまざまな情報を条例に基づいて報告を求めております。報告の対象範囲は、基本的には重なる部分は非常に少ないということでございます。したがって、共通様式の作成の効果、あるいは意義というのは、余り大きくないのではないかと考えております。

共通項目があるところ、これについては、温対法で一つの工場ですとか、事業所からの排出量が一定規模を超える場合に、その事業所の排出量についても、全体の排出量の内訳として報告いただくことになっております。この部分に関しては、地方自治体の報告と共通の項目となってまいりますので、これに関しては、温対法の報告書の写し、これを提出すればよいという運用を例示して、自治体に協力を依頼する。こういう形で事業者負担を図れないか検討してまいりたいと思っております。

報告先の一元化でございます。条例に基づく報告の報告先を国とすることは、地方自治の本旨に反するのではないかと思います。法制上、大変難しいと考えております。

また、国への報告を地方自治体を經由して行うということも考えられるわけですが、これに関しては、事業者が自身の事業所が所在する全ての自治体に報告書を提出するということで、場合によっては大幅な負担増となる可能性もある。さらに、自治体側から見ますと、自治体に經由事務という新たな負担も生じますので、これについてもなかなか課題が大きいのではないかと考えております。

3点目でございますが、一元化をした場合に報告を受ける側、例えば、これは自治体ということになりますが、受けない側、国になりますけれども、報告書を必要な範囲で共有するという段取りになります。報告を受ける側にとっては仕分けをするような事務負担というものが生ずると思います。また、報告を直接受けない側にとっては、タイムラグが生ずるということで、これについても法律、あるいは条例の執行に問題が出てくる、支障が

生ずるおそれがあるのではないかと考えております。

それから、標準様式でございます。地方自治体のこの条例に基づくものについて、標準様式を定めた場合に、結局のところ、地方自治体にはその様式を、国には省エネ法・温対法の定期報告様式、それぞれを記入して提出するということになりますので、国と自治体の重複項目についての事業者負担ということにはつながらないのではないかと考えております。

その上で、今後の対応でございますが、私ども、両省とも事業者への負担軽減を図ることも極めて大事だと思っておりますので、温暖化対策推進条例を定めております自治体に、事業者の負担軽減に配慮していただくように協力をお願いしたい、そういう方向で検討をしたいと思っております。

具体的には、条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告、あるいは温対法の報告と重複する項目については、国への報告書を添付していただければ事業者の方はそれでオーケーだと。そのような形で負担軽減を図ることが考えられると思いますので、こういう対応を例示して、協力依頼することを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明に対しまして、御質問等があれば、お願いしたいと思います。

では、まず最初に、私から厳しいことを申し上げることになると思います。1年たって、現在、本年度としての最後のヒアリングになっているのですが、この回答は我々の1年の作業をほとんど理解してお書きになっていないのではないかと思います。

事業者の負担は結局何かというと、事業者がIT化していて、そのITのデータを入れようとするときに、共通でないから一々手に入れなければいけない。そこが非常に負担である。つまり、自分は電子化でちゃんと共通化に対応できているにもかかわらず、電子的に様式を一元化してもらえば自動的にデータは入っていくのに、一々そこが違うのでデータが自動で入らない。これが非常に負担だというお話なのです。共通化して項目が別だと別なところは入れなければいけないというお話とは全然話が違うのです。そこはずっと我々、各省さんと議論してきてやってきているのに、何で最後に両省からこういう回答が出てくるのか、私は理解できない。我々の各省とのやりとりを多分御理解されず、この御回答を書いているのではないかと私は思います。それは非常に遺憾です。

報告の一元化もそうですね。別に窓口を一本化してくれというお話ではなくて、様式を共通にいただければ、電子化したものを出せばそれで済むのだと、そうしてくれというお話なのです。別に窓口を一本化してくれというお話をしているわけではないので、何でこんな御回答になるのか、この期に及んで私は理解できないのです。ですから、年度末になってもう一回やりとりしなければいけないわけです。これも私は非常に遺憾です。その点を受けとめていただければありがたいと思います。

その観点から、もう一つ、経産省にお願いします。今の観点から言うと、お示しいただ

いたこの項目、主要な共通している項目が、例えば5ページだと6項目ぐらいは、半分以上の自治体が様式に入れているわけですね。6ページも3つぐらいの項目は、これは半分以上の自治体が入れている。よつて、この項目を中心に標準様式をつくれればいいわけです。かつ、私、子ども・子育て本部とのやり取りにおいて申し上げましたけれども、別に入れたくない項目は真っ黒にして、そこは報告を求めなければいいわけです。また、本当に自治体が独自に一個一個自分のところはユニークな項目を求めたいというのであれば、裏面に記載欄を設けて、そのところを独自に事業者にその自治体だけ入れてもらえばいいわけです。標準項目などは幾らでも制度設計できるのですね。これは子ども・子育て本部にも言ったし、初期のヒアリングでそういうやり取りがあったことを御存じないのですか。吉川さんにお聞きしたいのですが、子ども・子育て本部との我々のやりとりを承知されていないということですか。

○吉川省エネルギー対策業務室長 私はそれは聞いておりませんが。

○高橋部会長 それはヒアリングの場に御省の若い方が傍聴に来ているわけでしょう。我々がどういう形で各省とやっているのか、ちゃんとお聞きになっているのではないのですか。御存じないのですか。後ろで傍聴されていた若手の方から聞いていない。

○吉川省エネルギー対策業務室長 私は省エネ法に定めるところを所掌しておりますので、省エネ法の観点からということでは報告を受けておりますけれども、今、おっしゃいました電子化などの話になると、省エネ法とは違ってくるかと。

○高橋部会長 ですから、温対条例は独自にあるので、そこを統一化するのだったら省エネ法との統一という話も出てくるわけですね。

○吉川省エネルギー対策業務室長 まさしく省エネ法の様式と、温対条例の様式の共通様式ですか。統一化というようなことで話を伺いまして、前回の委員会に初めて出席をさせていただきましたが。

○高橋部会長 そのときからも、我々は様式の統一ということについては、いろいろと各省とやりとりして共通の土台をつくってきたという話は踏まえてお答えいただきたい、と私は思います。次回、この点をやりますので、それまでにちゃんと踏まえてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○吉川省エネルギー対策業務室長 電子化ということ踏まえてということであれば。

○高橋部会長 ぜひお願いしたいと思います。

環境省、いかがですか。

○松澤地球温暖化対策課長 現在、省エネ法・温対法の中では、電子申請というのもやっておりますので、自治体の条例報告も電子申請をやられているところはございますので、そういったところも考慮した上で考えさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 県単位別に見てもかなり事業所数は多いにもかかわらず、郵送での受け

付け可能なのかわかりませんが、紙で提出しなければいけないというところが多いですから、ぜひ都道府県段階、それから、政令指定都市段階でも電子化を進めていただきたい。

もう一点は、先ほど自治体の報告を求める項目が37自治体で全て異なるパターンであるというお話だったのですが、この資料の5ページ、6ページを見ていると、1カ所しかとっていないとか、2カ所しかとっていないという項目もあります。例えばこの報告を求めている自治体のうち、徳島県と香川県とか、宮崎県と鹿児島県とか、それほど温暖化防止対策の内容が大きく異ならなければいけない必然性が、私は余り思い浮かびません。ということは、ある程度そろえられる可能性があると思いますので、こういうところをそろえていくというのが事業者の負担軽減に役立っていくわけです。本当に合理性があるのかどうか。そのあたりについて検証した上で、その合理性が乏しいのであれば、そうしたものを廃止して、できるだけ標準化に近づけていく。そうした取組が必要だと思っています。

もちろん、自治体の事務であるということは承知していますが、事業者が無用の負担をかけるということには問題もありますので、そのあたり、自治体の理解を得ながら、できるだけ共通様式にそろえていくという方向で御検討いただきたいと思います。

○高橋部会長 なるべく項目は、これは地方自治も関係があるから、なかなか言い方も気をつけなければいけないし、慎重にやらなければいけないと思います。この点、できるところであればという形をお願いはしていただくということはあると思います。

ほかはいかがですか。

原委員、どうぞ。

○原委員 一言だけ。最初に部会長がおっしゃったのは全くそのとおりなのですが、経産省さん、余りほかのところでされている議論をフォローされていないみたいなお話がありました。そこはぜひちゃんとやっていただきたい。この議論を最初に始めたころに、経産省からワンスオンリーについての先行的な取組をされていますとあって、これは別の部局から御紹介をいただいていたのです。その中で、本日のお話のように、国に出した報告書の写しをまた自治体に出すとか、3周おくれみたいな話をいただいているのはちょっと信じがたくて、ぜひ先行事例をしっかりと見て、いい事例を見てやっていただければと思います。

○吉川省エネルギー対策業務室長 共通様式の話でございしますが。

○原委員 もういいですから。今の私のコメントはもう結構です。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

もう一点追加でお願いしたいのは、紙で出せと言っているところは、それは標準様式を使って出せば受け取るというようにしてください、というお願いもしていただければありがたいと思います。紙は紙で、自分の様式でないと受け取れないというのでは、これは全く事業者にとってみたら、そこの自治体だけ紙で書かなければいけないという話になりま

す。紙で出ささいということについても、標準様式で入れればそれに代替するという方向で受け取るということ、これは全く不合理な話ではありません。むしろ、俺の様式でなければ受け取れないという話はちょっとあり得ないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。両省にお聞きしたいと思います。

○吉川省エネルギー対策業務室長 定期報告書の様式については、法令に基づいて定められております。また、それについて守秘義務とか権限関係もございまして、そもそも法令に基づいて、自治体の条例との共通の様式というものを設定できるのか。また、その受け取りについてのルールといったもので対応できるのかといったようなことを検討して、何が可能かということを考えていきたいと思います。

○高橋部会長 これは政令ですね。法律事項なのですか。

○吉川省エネルギー対策業務室長 省令で様式を定めております。

○高橋部会長 省令事項だったら御省がやる気になれば省令はすぐ変わるのではないのでしょうか。ですから、省令の規定の仕方は様々だと思うのです。御検討いただければいいと思いますが、やる気になれば御省が省令でお変えになればいいことだと思いますけれども。

○吉川省エネルギー対策業務室長 ルール上、可能かどうかということを検討して対応します。

また、内容について、先ほど御説明したとおり、省エネ法独自のもの、温対条例独自のものがありますので、それを網羅すると膨大なものになります。また、対象事業者ですとか、どこが必要か、どこが不要かということもありますので、それを全て説明したのになりますと、理論的にはつくることができませんけれども、恐らくかなり分厚く、しかもかなり煩雑な説明が必要になります。この部分は御社は必要です、この部分は必要ではなくなりますと。そうすると、かえって事業者の事業負担になるのではないかと私は恐れるのですけれども。

○高橋部会長 少し先行する議論を踏まえて、どのようなことが可能か考えていただければありがたいと思います。面倒くさい項目は裏面に自分で入れてくれればいいという話になりますし、最小限共通化するものを表面にきちんと入れていただいて、この部分は省令で定める提出事項である、それ以外の部分は条例の事項であると、こうやっていただければさばけるのではないかと思います。いかがでしょうか。もしほかに御指摘をいただければと。

佐久間専門委員、いらっしゃっていますか。佐久間専門委員が大体この話に入っていたと思いますけれども、何か御感想はございませんか。温対法と省エネ法。

○佐久間専門委員 趣旨としては、なるべく負担のかからないようにしていただければと思います。

○高橋部会長 結局大企業が一番大変なのですね。自分のところは電子化しているのだけれども、自治体に入れようとしても、自分がせっかく電子化して整備したデータが全然使えない。一々打ち出して手で転写しなければいかぬと。それは複数の公共団体に共通して

展開している企業が一番負担感は多いので、そういうものに対して対応していただきたいということだと思います。

もう一つ、省エネ法と温対法の様式は共通化できないのですか。これは全く不可能なのでしょうか。

○吉川省エネルギー対策業務室長 既に共通化しております。

○高橋部会長 共通化しているということですね。そこは共通化しているのだからいいのではないかと思います、ほかはいかがでしょうか。何かあればお出しいただければありがたいです。大分過ぎておりますが、何かありますか。

どうぞ。

○田中専門委員 事業者にとって負担が増えるのではないかと私は考える、と先ほどおっしゃっておられたのですが、そのあたりについて、事業者の方に実際にヒアリング等を行ったということはあるのですか。

○吉川省エネルギー対策業務室長 今回の議論では、特にそういったようなものは行っておりません。あくまで平成24年に調べた内容においては、省エネ法独自で報告求めている部分、省エネ法と温対条例で共通して報告を求めている部分、また、温対条例のみで求めている部分、そういったようなものがかなり煩雑にあったなということでございます。

○田中専門委員 この部会でも事業者の方からヒアリングを行って、どういうところが企業にとって負担なのかというお話も伺っているので、ぜひ参考にさせていただいて、先ほど来、議論に出ている標準様式とか共通化をお願いできればと思います。

○高橋部会長 いい御指摘をいただきました。企業に少しヒアリングしていただいて、どのような負担があるのかということを実際につかんでいただきたい。そして、負担の解消をぜひ、企業と一緒に考えていただければありがたいと思います。そこはよろしいでしょうか。

これは事務局、どうしますか。年度が終わってしまうのですが。

○谷輪参事官 行政手続部会自体は次年度もありますので、必要に応じ、また審議をするということだと思います。

○高橋部会長 わかりました。新しい論点も幾つか出たと思いますので、急に対応しろと言ってもなかなか難しいお話だと思いますので、少し時間を置いて御検討の結果、お聞きできればと私自身は思っています。ぜひその方向でお願いしたいと思っています。よろしいでしょうか。

○中村地球温暖化対策課課長補佐 済みません。念のため、細かいところなのですが、認識の確認をさせていただきたいと思ひまして、高橋部会長のおっしゃっているイメージというのは、ちなみに国はもう電子報告自体は受け付けているのですが、事業者さんにとって、国や自治体それぞれへの報告で使うフォーマットなりファイルの形式、あるいは項目の順番だとか、そういったものがいろいろばらばらなので、それぞれのフォーマットに一々入れ直さなければいけないとか、あるいは紙しか受け付けてくれないから、



個別に打ち出さなければいけないというのが負担だということですね。なので、対応の仕方として、一つプラットフォームを大きくつくるということなり、ファイルの形式だとか、冒頭の項目の順番などはそろえて、途中で別々の項目が出てくるような場合には、黒塗りをすればいいのではないかということですか。

○高橋部会長　そうですね。黒塗りするとか、少ない項目については裏面に、自分で自治体が指定して、そこに入れてくださいと入れていただければ、本当に少ない独自の項目は、自治体がそこに項目を設ければいいわけです。そういう形で処理していただければ、標準様式化は随分と進むのではないかというお話です。よろしいでしょうか。

では、そういう形で少し御検討いただければと思います。安倍政権の一つの大きな課題で、我々もお尻をたたかれて1年間やってまいりましたので、ぜひ御協力のほど、よろしくをお願いします。

本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

(経済産業省、環境省退室)

○高橋部会長　本日の議事はこれで終了しますが、最後に事務局から何かありますでしょうか。

○谷輪参事官　次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋部会長　それでは、委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままお待ちください。